

極秘

占領地ニ於テ敵側ニ押收セラレアリシ樞軸國
(人)ノ權益處理ノ件

昭和一九三一年
聯絡會議決定案

占領地ニ於ケル樞軸國(人)ノ權益ノ中敵側ニ押收セラレアリシモノ
ノ處理ニ就キテハ左記ノ如ク措置ス

記

一、是等權益ハ我軍一應之ヲ押收ス

二、樞軸側ヨリ返還セラレ度旨ノ申出アリタル場合ハ左ノ如ク措置ス

(1)「占領地ニ於テ敵國ニ依リ沒收其他ノ處分ヲ受ケタル權益ニシテ
敵國ノ所有ニ歸シアリタルコト明カナルモノハ我方ニ於テ當然之
ヲ沒收シ得ベキノミナラズ敵國ノ權力内ニ置カレ居リタル一切ノ
モノハ戦争ノ繼續スル限り我方ニ於テ引續キ之ヲ押收シ得ベキ

(1/2)

ノナリ然レ共申越ノ件ニ關シテハ盟邦ニ對スル好意トシテ占領地
施策ニ支障ナキ限り友好的ニ考慮スベキ」旨ヲ以テ應酬ス

(2) 重要ナル資源、施設、工場、通信運輸機關等軍政施行ニ重要ナル
影響ヲ及スベキ權益ハ差當リ樞軸側ニ返還スル事ナク我方ニ於テ
利用ス

(3) 前號以外ノ重要ナラザル權益ハ其ノ權利關係ニ付確實ナル證據資
料アルモノニ限り適宜之ヲ樞軸側ニ返還ス

(4) 私人ノ生活維持ニ必要ナル財産ニ對シテハ努メテ好意的ニ措置ス
ルモノトシ前記(2)ノ場合ニ於テモ生活維持ノ爲必要アラハ適當手

段ヲ講ズルモノトス

(5) 返還ニ方リテハ豫メ中央ニ連絡ノ上其ノ指示ニヨリ之ヲ行フモノ

トス

註

一、樞軸國（人）ニハ獨伊ノ外三國同盟加入國及「タイ」國（人）ヲ

含ム

ニ、樞軸國人ノ占領地新機渡航ハ占領地ニ於ケル第三國人ノ取扱ニ關

スル昭和十七年一月十九日ノ連絡會議決定ニ基キ差當リ之ヲ認メ

サルコトトナリ居レリ

S 1.7.0.0 - 52

141

REEL No. A-1214

0086

アジア歴史資料センター



占領地ニ於テ敵側ニ押收セラレアリシ樞軸國
(人)ノ權益處理ノ件

昭和一七、三一七
連絡會議決定

占領地ニ於ケル樞軸國(人)ノ權益ノ中敵側ニ押收セラレアリシモノ
ノ處理ニ就キテハ左記ノ如ク措置ス

記

一、是等權益ハ我軍一應之ヲ押收ス

二、樞軸側ヨリ返還セラレ度旨ノ申出アリタル場合ハ左ノ如ク措置ス

(1)「占領地ニ於テ敵國ニ依リ沒收其他ノ處分ヲ受ケタル權益ニシテ敵國ノ所有ニ歸シアリタルコト明カナルモノハ我方ニ於テ當然之ヲ沒收シ得ベキノミナラズ敵國ノ權力内ニ置カレ居リタル一切ノ

モノハ戰爭ノ繼續スル限り我方ニ於テ引續キ之ヲ押收シ得ベキモノナリ然レ共申越ノ件ニ關シテハ盟邦ニ對スル好誼トシテ占領地施策ニ支障ナキ限り友好的ニ考慮スベキ」旨ヲ以テ應酬ス

(2) 重要ナル資源、施設、工場、通信運輸機關等軍政施行ニ重要ナル影響ヲ及スベキ權益ハ差當リ樞軸側ニ返還スル事ナク我方ニ於テ利用ス

(3) 前號以外ノ重要ナラザル權益ハ其ノ權利關係ニ付確實ナル證據資料アルモノニ限り適宜之ヲ樞軸側ニ返還ス

(4) 私人ノ生活維持ニ必要ナル財産ニ對シテハ勞メテ好意的ニ措置スルモノトシ前記(2)ノ場合ニ於テモ生活維持ノ爲必要アラハ適當手段ヲ講ズルモノトス

S 1.7.0.0 - 52

143

S 1.7.0.0 - 52

142

(5) 返還ニ方リテハ豫メ中央ニ連絡ノ上其ノ指示ニヨリ之ヲ行フモノ
トス

註

一、樞軸國（人）ニハ獨伊ノ外三國同盟加入國及「タイ」國（人）ヲ
含ム

二、樞軸國人ノ占領地渡航ハ占領地ニ於ケル第三國人ノ取扱ニ關スル
昭和十七年一月十九日ノ連絡會議決定ニ基キ差當リ之ヲ認メサル
コトトナリ居レリ

S 1.7.0.0 - 52

144

REEL No. A-1214

0000

アジア歴史資料センター

